

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 審議会等（<u>第百九十一条</u>）</p> <p>第四節 <u>施設等機関</u>（<u>第百九十二条</u>—<u>第二百五条</u>）</p> <p>第五節 地方支分部局</p> <p>第一款～第五款（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 <u>国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（国立研究開発法人土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所に係るものに限る）。</u></p> <p>二十三～三十（略）</p> <p>2 官庁営繕部は、前項第二十七号から第二十九号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十五（略）</p> <p>三十六 <u>国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。</u></p> | <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 <u>施設等機関</u>（<u>第百九十一条</u>—<u>第二百五条</u>）</p> <p>第四節 地方支分部局</p> <p>第一款～第五款（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十二～二十九（略）</p> <p>2 官庁営繕部は、前項第二十六号から第二十八号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十五（略）</p> <p>（新設）</p> |

三十七、四十三 (略)

2 (略)

(地方課の所掌事務)

第二十八条 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所(以下この条において「地方整備局等」という。)の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関する事(国土交通省設置法(以下「法」という。)第三十一条第二号に掲げる事務のうち法第四条第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)、第五十七号、第五十八号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号(港湾に係るものに限る。))に掲げる事務並びに法第三十条第一項第六号に掲げる事務並びに第百九十四条第一項各号に掲げる事務のうち法第四条第五十七号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第百一号、第百二号並びに第百九号(空港等の整備及び保全に係るものに限る。))に掲げる事務に係るもの(次号において「港湾空港関係事務」という。))に関するものを除く。)

三・四 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、七 (略)

八 国立研究開発法人審議会の庶務に関する事(国立研究開発法人

土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所に係るものに限る。)

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三十六、四十二 (略)

2 (略)

(地方課の所掌事務)

第二十八条 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所(以下この条において「地方整備局等」という。)の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関する事(国土交通省設置法(以下「法」という。)第三十一条第二号に掲げる事務のうち法第四条第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)、第五十七号、第五十八号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号(港湾に係るものに限る。))に掲げる事務並びに法第三十条第一項第六号に掲げる事務並びに第百九十三条第一項各号に掲げる事務のうち法第四条第五十七号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第百一号、第百二号並びに第百九号(空港等の整備及び保全に係るものに限る。))に掲げる事務に係るもの(次号において「港湾空港関係事務」という。))に関するものを除く。)

三・四 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、七 (略)

(新設)

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

（情報政策課の所掌事務）

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務（第四条第一項第三十八号から第四十二号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二〇五 (略)

（航空ネットワーク企画課の所掌事務）

第六十七條 航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 航空運送の発達、改善及び調整に関すること（交通管制部及び航空事業課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六 (略)

（航空事業課の所掌事務）

第六十八條 航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地域的な航空運送に係る事業の助成に関すること。

三 (略)

（環境・地域振興課の所掌事務）

第七十二條 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

(削る)

一〇五 (略)

(新設)

（情報政策課の所掌事務）

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務（第四条第一項第三十七号から第四十一号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二〇五 (略)

（航空ネットワーク企画課の所掌事務）

第六十七條 航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 航空運送の発達、改善及び調整に関すること（交通管制部並びに航空事業課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六 (略)

（航空事業課の所掌事務）

第六十八條 航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 (新設)

三 (略)

（環境・地域振興課の所掌事務）

第七十二條 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 地域的な航空運送に係る事業の助成に関すること。

第三節 審議会等

(国立研究開発法人審議会)

第九十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、国立研究開発法人審議会を置く。

2 国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に關し必要な事項については、国土交通省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第 号）の定めるところによる。

第四節 施設等機関

第九十二条・第九十三条 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

第三節 施設等機関

第九十一条・第九十二条 (略)

(国土技術政策総合研究所)

第九十三条 国土技術政策総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に關連する技術であつて国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に關するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと。

二 前号の技術に關する指導及び成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 国土交通省の職員に対し、法第四条第五十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第一百号、第二百号並びに第九号（空港等の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に關する研修を行うこと。

2 国土技術政策総合研究所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

(国土技術政策総合研究所)

第百九十四条 国土技術政策総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であつて国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと。

二 前号の技術に関する指導及び成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 国土交通省の職員に対し、法第四条第五十七号及び第六十一号(港湾に係るものに限る。)、第百一号、第百二号並びに第百九号(空港等の整備及び保全に係るものに限る。)に掲げる事務に関する研修を行うこと。

2 国土技術政策総合研究所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第百九十五条から第百九十八条まで 削除

第五節 地方支分部局

第百九十四条から第百九十八条まで 削除

第四節 地方支分部局